利　用　上　の　注　意

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

なお、商業統計調査は平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。

この統計表は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について立地環境特性区分の定義（別表 1）により特性付けを行い再集計したもの及び大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の小売事業所について再集計したものである。

1．立地環境の特性区分及び定義並びに大規模小売店舗について

① 立地環境特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定している（別表 1「立地環境特性の区分及び定義」参照）。

なお、立地環境特性付けにあたっては、平成 11 年までは調査区単位に行ったが、平成 14 年調査からは事業所単位の特性付けに変更している。

② 大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が 1000 ㎡を超える店舗で届け出のあったものが大規模小売店舗である。

2．主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業｛大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）｝とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

※については、平成 19 年調査より調査を開始した。

(2) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいう。

(3) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

なお、従来は販売事業所としての支店、支社、営業所などの事業所を持っている場合に本店とし、販売事業所を持たない本店は「単独事業所」としていた。

(4) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

＊本店、支店の関係

① 親会社と子会社は、それぞれ独立した企業であり、本店・支店の関係ではない。

② 「○○チェーン店」の事業所は、その経営者が本部の経営者と異なれば（フランチャイズ店)、「単独店」若しくは「本店」とする。

③ 米穀小売業などの中小企業等協同組合法に基づく企業組合の場合は、その本部が「本店」、個々の組合員の事業所は「支店」となる。

(5) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(6) 従業者及び就業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

（ア） 期間を定めずに雇用されている者

（イ） 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

（ウ） 平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

⑧　「パート・アルバイトなどの８時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な１日当たりの労働時間である８時間に換算したもの。

(7)　年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(8)　その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商業販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(9)　商品販売方法

①　現金販売

現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売を含む。

②　信用販売

(ｱ)　クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売したものをいう。

(ｲ)　掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(10)　商品手持額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(11)　商品販売形態

①　店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

②　訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

③　通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてＰＲを行い、消費者から郵便、電話、ＦＡＸ、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④　自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑤　その他

料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12)　セルフサービス方式

「セルフサービス方式」とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムとなっていること、の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の 50％以上

で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店など。

(13) 売場面積

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベータ、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(14) 営業時間

平成 19 年 6 月 1 日現在の開店、閉店時間をいう。なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の時刻としている。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所は調査をしていない。

(15) 来客用駐車場

平成 19 年 6 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

① 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

② 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

③ 収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(16) 都市人口規模

総務省自治行政局発行の「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表人口動態表」に基づき、全国の市区町村を規模別に区分したもの。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり

調査対象事業所	調査票回収数	回収率 (%)	集計事業所数	
				卸・小売事業所
1,550,196	1,494,535	96.4	1,478,259	1,472,658

注１：調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注２：回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注３：調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は無効回答事業所である。

注４：集計事業所数は、管理業務のみの本店又は本部を含む。

4．記号及び注記

(1)　統計表中の「－」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「x」は事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が 3 以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2)　集計結果については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(3)　統計表の表頭中において「不詳」は、当該項目について調査をしていないことを表している。

①　「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び　新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

②　「営業時間」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査をしていない。

(4)　統計表の表頭中において「個人事業所」には、「法人でない団体」を含めている。

(5)「就業者 1 人当たり年間商品販売額」の就業者とは、「従業者数」に「臨時雇用者数」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いた計である。

(6)「就業者 1 人当たり年間商品販売額」は、従業者のうち「パート・アルバイトなど」を 8 時間換算(平成 14 年より調査）した就業者数を用いて算出している。

(7)「売場面積 1 ㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

(8)　第 4 表及び第 5 表の「業態分類」については、業態分類の定義（別表 2）を参照。

(9)　第 10 表「商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大規模小売店舗数、大規模小売店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積」の商業集積地区（商店街）内の事業所数については、次の①②の場合がある。

概ね一つの商店街を一つの商業集積地区としているが、

①　本統計表は飲食店及びサービス業が含まれないため（小売業を営む事業所のみ集計)、事業所数が少なくなっている場合がある。

②　商店街が入り組んでいるような場合には、２つ以上の商店街をまとめて商業集積地区を設定しているため、事業所数が多くなっている場合がある。

(10) 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成 14 年調査が実施されなかったことから、平成 14 年数値(事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていない。

(11) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部　平成 19 年商業統計表　立地環境特性別統計編（小売業)」による旨を明記されたい。

5．詳細情報の閲覧

本統計表には、第 1 表～第 12 表まで掲載している。集計結果の量が膨大で、刊行物としての公表が困難な詳細 1 表～詳細 3 表の詳細情報は、ＣＤ－ＲＯＭに記録したものをパーソナルコンピュータの画面に表示する方法により、次の場所で閲覧及び購入することができる。

(1)　閲覧場所

・経済産業省経済産業政策局　調査統計部産業統計室（閲覧のみ、連絡先は 6．問い合わせ先参照）

・財団法人　経済産業調査会　経済統計情報センター

〒104-0061　東京都中央区銀座二丁目 8 番 9 号　木挽館銀座ビル

電話　(03) 3535 - 5348

(2)　詳細情報の内容

①　詳細 1 表

「商業集積地区の都道府県別、市区町村別の商店街数、商業集積地（商店街）ごとの事業所数、就業者数、従業者数、年間商品販売額、売場面積、大規模小売店舗の店舗数、延べ店舗数、事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積（平成 19 年）」

②　詳細 2 表

「商業集積地ごとの産業分類小分類別の事業所数（従業者規模別、売場面積規模別）、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率（平成 19 年）」

③　詳細 3 表

「商業集積地ごとの業態別の事業所数（従業者規模別、売場面積規模別）、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率（平成 19 年）」

6．問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902　東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
経済産業省　経済産業政策局　調査統計部　産業統計室
電話　(03) 3501 – 0386 (ダイヤルイン)

本書に掲載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。
統計アクセス用ＵＲＬ　http://www.meti.go.jp/statistics/